

令和4年度 主要事業評価シート

① 基本事項	計画コード	22056	事業名	福祉医療費助成事業(心身障がい者)		評価分類	A1			
	事業手法	<input type="checkbox"/> 直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助等 <input type="checkbox"/> その他()					担当部署			
	施策の大綱	02:健康で生きがいを持てる暮らしの充実		予算科目目	会計	01:一般会計				
	基本施策	04:障がい者の自立と社会参加の促進			款	03:民生費				
	施策の方向	02:障がい者の福祉サービスの充実			項	01:社会福祉費				
重点プロジェクト	-		目		02:障がい者福祉費					
事業期間	H 19 年度 ~ R - 年度	主な根拠法令等		亀山市福祉医療費の助成に関する条例						
部	市民文化部									
課	市民課 医療年金G									

② 事業概要 (P)	事業の必要性(経緯・背景等)	事業の対象(誰に、何に対して)	事業の目的(どのような状態にしたいのか)	事業の内容(どのような取組を行うのか)
	心身障がい者については、医療機関で受診する回数が多いことから、経済的な負担軽減を図り、自立した生活を支援する必要がある。	心身障がい者及び保護者	心身障がい者に係る医療費の一部を本人又は保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進するとともに、経済的な負担を軽減し、心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図る。	障がい者が医療機関を受診した際に、医療費の一部負担金の全部又は一部を助成する。なお、県制度の対象とならない障がい者については、一部範囲を拡大して、市単独事業として医療費助成を実施する。

年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
③ 事業の実施状況 (P・D)	事業計画	○医療費の助成	○医療費の助成	○医療費の助成	○医療費の助成	
	活動実績 (計画通り実施できたか)	県制度の対象より範囲を拡大して市単独事業を実施し医療費の助成を行うことにより、心身障がい者の保健の向上と経済的負担の軽減を図った。また、後期高齢者の増加に対応して事業を持続的に運営するため、事業の見直し(入院時の食事代の助成廃止・所得制限導入)を行った。登録者数:1,546人 助成件数:44,782件 助成額:158,806,906円				
計画額	事業費	178,300千円	177,500千円	182,600千円	182,600千円	
		国・県支出金	58,200千円	58,000千円	61,900千円	61,900千円
		地方債				
		その他				
決算額	事業費	120,100千円	119,500千円	120,700千円	120,700千円	
		国・県支出金		158,807千円		
		地方債		52,930千円		
		その他				
	一般財源	105,877千円				
①期間内事業費(R4-7)		726,100千円	②期間外事業費(R8-)	-	①+②総事業費	-

(令和4年度予算額の内訳)

前年度からの繰越額	0千円
当年度の最終予算額	177,500千円
次年度への繰越額	0千円

指標名	説明等	種別	単位	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
④ 指標 (C)	助成件数	年間総助成	活動	件	計画値	45,000	45,000	45,000
					実績値	44,782		
1人当たりの助成金額	1人当たりの医療費助成額を指標とし、障がい者の経済的負担の軽減の成果を測る。医療費助成対象者数(1,750人と設定)/年間医療費助成額	成果	円	計画値	101,886	104,343	104,343	104,343
				実績値	102,721			
					計画値			
					実績値			

⑤ 成果 (C)	事業実施により得られた成果(誰に(何に)対してどのような効果があったか)
A	心身障がい者は、一般的に医療機関の受診回数が多いことから、医療費の自己負担分を助成することにより、疾病の早期発見と治癒を促進するとともに、経済的な負担を軽減し、心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図ることができた。一方で、後期高齢者医療制度の改正等に伴う医療費の増加に対応するため、令和4年9月診療分から県の補助基準と同様に入院時食事代の助成廃止や所得制限導入などの見直しを行い、制度の持続性を確保した。
十分な成果を得た	

事業の対象	事業の目的
心身障がい者及び保護者	心身障がい者に係る医療費の一部を本人又は保護者に助成することにより、疾病の早期発見と治癒を促進するとともに、経済的な負担を軽減し、心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図る。

(再掲)

⑥ 課題 (C)	事業の達成状況等を踏まえた課題事項
	令和4年9月診療分から入院時の食事代の助成を廃止するとともに、所得制限を導入したことで、助成対象者数及び助成総額は一旦減少したが、今後は後期高齢者医療制度の医療費の2割負担導入の影響が明らかになってくることから、助成総額や県内市町の動向を注視しつつ、心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図るための制度を維持できるように検討を継続していく必要がある。

⑦ 事業の展開 (A)	方向性
継続(現状維持)	現状どおり事業を継続する
	改善・見直し内容
	令和5年度で対応する(した)もの
	令和6年度以降で対応するもの
	令和4年9月からの制度の見直しや、令和4年10月からの後期高齢者医療制度の医療費の2割負担導入の影響が、年間を通して助成額へ影響してくることから、助成額の推移について分析するとともに、制度の持続性を維持するための検討を行う。
	令和5年度の助成状況や県内市町の動向を注視しつつ、心身障がい者の保健の向上と福祉の増進を図るための制度を維持できるように検討を継続する。

【履歴】	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
成果判定	A			
事業展開	継続(現状維持)			

1次評価者	市民文化部 市民課 医療年金GL 福井 雅代
最終評価者	市民文化部 市民課長 北川 明美